

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成26年10月1日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府京田辺市田辺80番地		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 京都府京田辺市長 石井 明三					
主たる業種	市町村機関	細分類番号	9	8	2	1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成20～22年度を基準に、平成23～25年度の温室効果ガス排出量について3年間の平均で3%を超える削減を行う。						
計画を推進するための体制	京田辺市地球温暖化対策実行計画に基づき、環境マネジメントシステムの運用により計画を推進する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20～22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	7,972.2 トン	8,936.0 トン	8,987.6 トン	11,949.5 トン	24.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	8,190.0 トン	8,936.0 トン	8,987.6 トン	11,949.5 トン	21.6 パーセント	
	実績に対する自己評価	ごみ処理における廃プラスチック処理（推計）量が増加したことから、総排出が増加した。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事務所 (市庁舎)	事業活動に伴う排出の量 (延べ床面積×100)	4.44	3.66	3.81	4.11	-13.06 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	実績に対する自己評価	節電対策を中心とした省エネ活動に取り組んだ。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		56.0 トン	56.0 トン	56.0 トン	56.0 トン		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	空調機器の適正運転、照明機器等の使用削減の実施					
	(24)年度	空調機器の適正運転、照明機器等の使用削減の実施					
	(25)年度	空調機器の適正運転、照明機器等の使用削減の実施					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	通勤実態の把握、職員駐車場の有料化					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	今後取組の可能性を検討					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーの利用その 又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収 の購入によるもの	トン	トン	トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	環境ボランティア組織等との協働活動の実施						
特記事項	廃棄物の焼却による温室効果ガスの積算誤りがあったため、計画及び報告の排出量を変更						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。